

フィリピン・サンロケ多目的ダム事業 (SRMP) 灌漑部門

アグノ川統合灌漑事業 (ARIIP)

背景

サンロケ多目的ダムは発電、灌漑、洪水制御、水質改善の4つを目的として建設された。そのうち、発電、洪水制御、水質改善については、2003年5月の商業発電の開始とともにその機能を果たすことがすでに期待されている。

しかし、灌漑部門(下流 87,000 ヘクタール)については、その目的を達するため、ダム下流での

- ・分水用ダムの建設
- ・主水路の建設
- ・側水路の建設や修復作業
- ・排水路の建設や修復作業

などがこれから必要となり、現在、その事業開始の準備がフィリピン政府によって進められている。

サンロケ灌漑部門(現・アグノ川統合灌漑事業:ARIIP)の概要

➤ はじめに 『アグノ川統合灌漑事業(ARIIP)』になった経緯

サンロケ灌漑部門は1990年代から「サンロケダム灌漑部門」として準備が進められ、フィリピン政府が日本政府のODAによる資金拠出を90年代より要請してきた。

しかし、JBICが投資金融として融資を拠出(非ODA部門)した「サンロケ多目的ダム事業」本体の社会環境影響が甚大だったため¹、「サンロケダムの灌漑部門」を進めることに対して地元の住民団体および国際社会から強い懸念の声があげられた。日本政府はそうした点等も考慮し、サンロケダムの灌漑部門への融資の決定を見送ってきた経緯がある。

そこで、フィリピン政府は事業規模を縮小(34,450ヘクタール)し、「アグノ川統合灌漑事業(ARIIP)」と名称を変更。「サンロケダムで貯めた水を使わず、つまり、サンロケダムを建設しなかったとしても供給できる水量で灌漑できる面積(34,450ヘクタール)のみを灌漑するので、サンロケダムとは一切関係のない事業」という名目の下、再度、日本政府に円借款の供与を要請した。

➤ 「ARIIP=サンロケ灌漑部門」として捉えられるべき理由

しかし、ARIIPがサンロケダムの建設を前提として計画されていることは明白だ。

例えば、現在、NIAが移転のプロセスを進めている地域(パンガシナン州サン・ニコラス町サン・フェリペ・ウェスト村ムーギン集落)はNPCがサンロケ多目的ダム事業の中で土地収用対象としていた地域であり、実際、すでにNPCが土地収用の補償支払いを終えているところ、また、家の補償を支払い済みの世帯がある。NIA自身が、「本来であれば、サンロケダム本体の工事の中でNPCが終えているべき移転作業を自分たちが押し付けられた形なので、JBICの現地査定調査(2003年10月)の時には、この移転は査定の対象でなかった。この移転は、灌漑事業(ARIIP)に伴って起こるものではない。」と言って憚らないように、ARIIPはサンロケダム本体工事に伴う移転を前提として計画されている。

また、名称や規模が変更になった後も、サンロケダムの事業者は、「灌漑87,000ヘクタール」という看板を下ろしていない。(批判の対象となっているサンロケダムとは関係ないという形で)34,450ヘクタールの灌漑事業(ARIIP)を一度着工させ、その後、「第2期」あるいは計画変更のような形で当初の「サンロケ灌漑部門」として進められることが念頭に置かれていると考えられる²。

事業の実施に先立って行なわれる環境影響評価(EIA)も、1999年に行われた「サンロケ灌漑部門」の環境影響評価(EIA)がそのまま使われているのが現状だ³。

¹ サンロケダム本体事業のために4,010ヘクタールの土地が収用され、2,545世帯の地主・小農民が影響を受けたのに加え、アグノ川沿いで砂金採取を生活の糧としていた何千人もが深刻な影響を受けた。2003年5月の事業竣工後も、依然として土地等に対する補償の支払いが約300件も終わっていない(2005年2月現在)状況に加え、砂金採取者に対する補償措置もまだ事業者との交渉の段階にあるなど、地元では、さまざまな問題が解決されずに残っている。

² 2005年5月11日付 マニラタイムズ紙「Apに対するECCで受諾されている。proved irrigation project has no funds」

³ 事業の実施に必須とされるフィリピン環境天然資源省(DENR)の環境適合証明書(ECC)も「サンロケ灌漑部門」

日本政府は以上の点に十分に留意し、ARIIP への融資の検討を行なう際、サンロケダム本体工事時からの累積的かつ包括的な社会環境影響を評価するべきである。

事業名： アグノ川統合灌漑事業 (ARIIP)
目的： 34,450 ヘクタールの灌漑
 28,000 世帯の受益農家 (パンガシナン州、ターラック州、ヌエバ・エシ八州)
 農村地域の生活水準の改善

- 分水用ダム
 - 主水路 (深さ 3m、一番広いところで 40m 幅 (両脇道路幅含む))
 - 側水路、排水溝の建設
 - 既存の国家灌漑システム
 - ・アグノ川灌漑システム (ARIS)
 - ・アンバイオン・ディパロ川灌漑システム (ADRIS)
- の水路・排水溝のリハビリ

総事業費：

- ・当初 62 億 4,700 万ペソの予定 (2003 年 3 月)
 (当時 1 ペソ = 2.3 円 : 約 143 億 6,810 万円)
- ・立ち退きを回避するため、サン・ニコラス町サン・フェリペ・ウェスト村ムーギン集落に堤防建設を予定し、91 億 6,000 万ペソに増加 (2003 年 10 月)
 (約 210 億 6,800 万円)
- ・堤防建設をせず、ムーギン集落での立ち退きを伴う計画に修正したため、現在は 80 億 800 万ペソを予定 (2004 年 10 月)
 (1 ペソ = 2.0 円 : 約 160 億 1,600 万円)

うちムーギン集落の移転実施予算は 1 億 1,000 万ペソ (約 2 億 2,000 万円)

事業実施者： フィリピン国家灌漑庁 (NIA)

融資機関： 国際協力銀行 (ODA 部門) の融資をフィリピン政府が要請中

サイト位置： パンガシナン州、ターラック州、ヌエバ・エシ八州

被影響住民の数：

- パンガシナン州サン・ニコラス町サン・フェリペ・ウェスト村ムーギン集落
 - ・約 34 ヘクタール 30 区画 (Lots) (海拔 104m 以下の土地)
 (うち 6 区画は NPC 所有。24 区画の地主の人数は 14 人。)
 - ・118 世帯のべ 329 人の立ち退き (家屋 134 棟) (家畜小屋等を含めると 189 件)
- パンガシナン州サン・マニエル町プロパー村近く
 既存の灌漑用水路沿いの 28 世帯 (不法占拠者とされている) の立ち退き
 主水路・側水路の新規建設に伴う土地収用の影響を受ける農民など
 (水路のルートは事業の開始後、詳細設計を行なう段階で決定されると言われており、誰の土地が影響を受けるかは現段階では不明)

経緯：

1999 年 9 月	NIA、サンロケ多目的事業 灌漑部門の環境影響評価 (EIA) を作成
2000 年 2 月 24 日	環境天然資源省、サンロケ多目的事業 灌漑部門の環境応諾証明書 (ECC) を発行
2002 年 9 月	フィリピン政府、日本政府に ARIIP への円借款を要請
2002 年 10 月 ~	NIA、ARIIP の各受益地域でコンサルテーション (協議) を開催
2002 年 11 月	地元農民組織 TIMMAWA、ARIIP (サンロケ灌漑部門) に反対するレターを日本政府へ提出
2003 年 3 月 13 日	フィリピン経済開発庁 (NEDA) 投資調整委員会 (ICC) ARIIP (62 億 4,700 万ペソ) を承認
2003 年 10 月	JBIC、アプレイザル・ミッション (現地査定調査) で - 受益地域 17 町の事業承認を確認 - 20 数世帯の移転を確認 - 事業費 91 億 6,000 万ペソに (ICC の再評価・承認の必要性)

2003年12月	小泉首相、アロヨ大統領に ARIIP への融資を約束 (プレッジ: 事前通告)
2003年12月9日	TIMMAWA、ARIIP (サンロケ灌漑部門) に反対するレターを日本政府へ提出 (代替案を提示)
2004年3月	NIA、サン・ニコラス町サン・フェリペ・ウェスト村ムーギン集落における立ち退き業務の責任をフィリピン電力公社 (NPC) より引継ぎ
2004年3月26日	NIA、ムーギン集落で立ち退きに関する初めての協議 (58人参加)
2004年10月8日	ICC、修正 ARIIP (80億800万ペソ) を承認 (NIA が1年以内にムーギン集落での立ち退きを進めることが条件)
2004年10月27日	NIA、ムーギン集落で立ち退きに関する協議 (117人参加)
2004年10月27日	ムーギン集落の補償対象目録 作成の最終期限
2004年11月5日	NIA、ムーギン集落で立ち退きに関する協議 (10世帯訪問)
2005年1月5~21日	NIA、ムーギン集落の社会経済調査を実施
2005年1月10~21日	ムーギン集落の116世帯、立ち退きに関する覚書 (英文) に署名
2005年1月	NIA、ムーギン集落の移転に関する移転行動計画 (RAP) を作成
2005年3月頃~	NIA、ムーギン集落で立ち退きに関する協議を数度にわたって開催
2005年4月28日	NIA、ムーギン集落の立ち退き世帯に対し、家屋・構造物の補償査定金額を提示するが、どの世帯も合意せず
2005年5月現在	ムーギン集落の立ち退きに関するプロセスは継続中

事業の問題点

1. 計画段階における『サンロケ灌漑部門』のニーズ/代替案に関する議論が不十分

本来であれば、まず、サンロケ多目的ダム事業が開始される前の計画立案段階に、
(1) 下流の地域に「灌漑事業」が必要なのか (ニーズ・アセスメント)
(2) 必要だとすれば、どのようなオプションがよいのか (オプション・アセスメント)
という点を受益者のみならず、移転住民等の影響を受ける地域住民も含めて話し合うべき

➤ 事業の形成プロセスにおける不備

・影響住民 (移転住民) の計画段階における協議への不参加

サンロケ多目的ダム事業という包括的な事業計画の形成段階から、

- 灌漑部門の利点のみならず、社会環境影響の点も含めた十分な情報提供
- 灌漑部門における移転住民など影響を受けるすべての住民を含めた協議

が行なわれ、事業の必要性・代替案が議論されるべきだった。

ARIIP という灌漑部門のみに限定して事業形成プロセスを見た場合でも、同様の問題点が指摘できる。事業の受益地域への住民協議は2002年10月から開始され、順次、各町の事業への承認決議が採られていったのに対し、ムーギン集落の移転住民への協議は2004年3月に開始された。つまり、移転住民は、事業自体の形成段階 (事業を実施しない案も含めた議論) に参加できず、「事業ありき」の「移転以外の選択肢はすでにありえない状況」の中で協議を受ける結果となっている⁴。

『移転行動計画 (RAP)』(NIA, January 2005) P6 1.3 L5

“However, NIA’s strong desire towards this irrigation component were weakened due to pressing problems brought about by some opposition relative to the construction of the San Roque Dam which the oppositionists believe will bring about the same environmental and social concern to the people within the project area.

⁴ ムーギン集落の住民の中には、サンロケダムからの放水による同地域への洪水の影響を懸念し、「移転をしない選択肢があったとしても、立ち退きたい。」とする住民がいる。こうしたケースについては、上述のように、サンロケ多目的ダム事業という包括的な事業計画の形成段階での適切な住民協議が行なわれるべきだったと言える。

Thus, prior to the preparation of this Resettlement Action Plan and the conduct of Socio-economic and Perception Survey for the directly affected PAPs, NIA conducted dialogues and public consultations to areas covered by both the ADRIS and ARIS Irrigation Systems and to NGO's and irrigator's Associations (IA's) to thresh out all concerns relative to the implementation of the project."

➤ **必要性 / 代替案の議論において配慮されるべき点**

・ **ダム事業全体の社会環境影響**

サンロケ多目的ダム事業の本体事業では、ベンゲット州イトゴン町、パンガシナン州サン・ニコラス町、サン・マニユエル町の4,010ヘクタールの土地が収用され、農民、先住民族の生活に大きな影響が及んでいる。また、アグノ川沿いでの砂金採取を重要な収入源としてきた住民も深刻な影響を受けた。しかし、これらの影響住民への十分かつ適切な補償措置が取られておらず⁵、代替となる持続可能な生計手段も確立されていないため、影響住民の生活はダム建設以前の生活水準まで回復すらできていない状況となっている。同様の影響は、灌漑部門の分水用ダム、また、巨大な主水路（最大で40m幅）の建設に伴う新たな農地の収用によっても起こることが懸念されている。

このような甚大な社会コストを伴う巨大なダム建設による灌漑事業が最善の選択肢であるのか、
配慮される必要がある。

・ **ダムからの放水による灌漑農地への洪水被害拡大のリスク**

サンロケ多目的ダムの目的の一つには洪水制御があげられているが、雨季にダムからの放水が行なわれた場合、その水が灌漑用水路を通して農地へ流れ込む可能性があり、農産物が損害を被るリスクがある⁶。

・ **「多目的ダム」における水利用目的の競合と灌漑用水の供給不足のリスク
（事業目標値の達成におけるリスク）**

サンロケ多目的ダム事業の発電部門と灌漑部門は、両部門とも供給源を同じ貯水池に依存しているため、ARIIPの灌漑用水量は、発電に必要な水量との間で調整を図る必要が生じうる。例えば、旱魃などに見舞われた場合には（特に乾季）水量がただでさえ不足する事態が考えられる⁷が、そうした場合に限られた量の水の用途を発電に向けるのか、灌漑に向けるのかが問題となる。そうしたリスクを考慮に入れると、ARIIPにおける34,450ヘクタール（サンロケ事業者の目的に従えば、87,000ヘクタール）という灌漑目標値を毎年達成できる確証はない。

・ **高い水利費が農民の生活負担になるリスク
（事業目的の達成におけるリスク）**

NIAの灌漑システムの管轄下では、農民は以下のような水準の水利費を支払うことになっている。

- 分水用ダムのシステム（既存のアグノ川灌漑システム等）（1年1ha当たり約2,500ペソ）
 - 雨季（支払い期限12月） 米2袋分（=約1,000ペソ）（1袋=約50kg）
 - 乾季（支払い期限6月） 米3袋分（=約1,500ペソ）
- 貯水用ダムのシステム（1年1ha当たり約3,000ペソ）
 - 雨季（支払い期限12月） 米2.5袋分（=約1,250ペソ）
 - 乾季（支払い期限6月） 米3.5袋分（=約1,750ペソ）

灌漑事業の目的である「農民の生活水準の向上」の実現性について評価する場合、この水利費の支払いも考慮に入れ、事業前後の生活水準の推移を評価する必要がある。特に、地域共同灌漑システム（CIS）の農民はこれまでNIAに水利費を支払ってきておらず、NIAの管轄に入るとは「収入増」ではなく、水利費の支払いという新たな生活負担を意味する場合がある⁸。

⁵ 土地等の補償の未支払い、影響住民の優先雇用が行なわれていない、砂金採取者への補償措置が取られていない、生活水準を改善するために実効性のある生活支援計画が行なわれていない などの問題点が指摘されている。

⁶ 2004年8月にサンロケダムの放水によってアグノ下流の洪水被害が拡大したことは記憶に新しい。

⁷ 例えば、フィリピンのボホール灌漑事業（ ）では、実行可能性調査（F/S）等で過去の雨量から事業の実現性に問題はないとしているが、エル・ニーニョ現象のために灌漑面積が0（ゼロ）の年があったケースが報告されている。近年の気候変動等の影響を考慮すれば、こうした場合の水量不足のリスクは今後さらに高まると考えるべきであろう。

⁸ 例えば、フィリピンのボホール灌漑事業（ ）では、以前から米作を営んできた農家が、同事業に伴いNIAの管轄下に

・灌漑用水源を一元化するリスク

ARIIPの受益地域には、すでにNIAの管轄下にある主要な灌漑システムとして、アグノ川、そして、アンバイオン川という2つの河川を水源としたものがある。その他にも、アグノ川、アンバイオン川、湧き水などを使ったNIAの管轄下でない独自の農民組合で運営している地域共同灌漑システム(CIS)がある。「アグノ川統合灌漑計画(ARIIP)」では、こうした様々な灌漑システムの水源を文字通り「アグノ川だけに統合」することになるが、灌漑対象地域の川上での水の使いすぎによる川下での水不足の発生などが懸念され、灌漑用水の配分をめぐる農民間の紛争が起こる⁹リスクは高まる。

また、水源を一元化することによって、水不足など不測の事態が起こった場合のリスクが分散されず、問題がより広範囲かつ深刻化する可能性もある。

こうしたリスクを最小化することも視野に入れ、水源を一元化しない小規模な地域分散型の灌漑システムの可能性についても検証する必要がある。

・既存の地域共同灌漑システム(CIS)の向上/その他の代替水源検証の可能性

例えば、サンロケダムの建設により甚大な被害を受けたパンガシナン州サン・ニコラス町の農民の多くは、アンバイオン川を水源としたCISに属している農民が多い。このCISの農民グループは、大規模なダム建設を伴うアグノ川による灌漑ではなく、水のくみ上げポンプの設置や既存の水路の修復を提案している。また、その他の町でも湧き水などを使った小規模な灌漑システムの可能性が指摘されている。こうした小規模な代替の灌漑システムについて十分に検証する必要がある。

本来であれば、サンロケダムの建設前に、以上の問題・リスク等についても十分に情報が提供された上で、サンロケダムを建設する灌漑事業が最善の選択肢であるのかを十分に議論する必要があった。しかし、サンロケダムの建設が終わった現時点でも、こうした観点からの議論は必要。

2. 移転プロセスにおける不備

➤ 「選択肢のない」移転プロセス

・「事業ありき」の下での協議の開始

灌漑部門における移転住民は、サンロケ多目的ダム事業という包括的な事業計画の形成段階から、意味のある参加を確保されるべきだった。

ARIIPという灌漑部門のみの限定された事業形成プロセスを見た場合でも、事業の受益地域への住民協議は2002年10月から開始され、順次、各町の事業への承認決議が採られていったのに対し、ムーギン集落の移転住民への協議は2004年3月に開始された。また、ムーギン集落の住民は「移転をしない選択肢(ムーギン集落に堤防を作る案)」を説明されていなかった。つまり、移転住民は、事業自体の形成段階(事業を実施しない、あるいは、移転しない案も含めた議論)に参加できず、「事業ありき」で「移転以外の選択肢はすでにありえない状況」の中で協議を受ける結果となっている。

仮に事業者に移転しなくてもよい選択肢(堤防を作る)を提示された場合でも、「移転を望まない」住民もいれば、「移転」を選択する住民も出てくるだろう¹⁰が、移転のプロセスとしては、移転しない選択肢も含めた情報が十分に提供された上で、交渉が行なわれることが必要である。

➤ 移転・補償の交渉プロセスにおける問題

入ったものの、同事業の後も米の収量、つまり、収入に変化が見られなかったため、結果として、水利費の支払いという新たな負担に苦しむことになったケースが報告されている。

⁹ 例えば、フィリピンのボホール灌漑事業()では、水源(ダムの貯水池)に近い上流側での水の使いすぎ、あるいは、灌漑組合員による「我田引水」的行為が起こっており、農民間での紛争の種となっているケースが報告されている。

¹⁰ ムーギン集落の住民の中には、サンロケダムからの放水による同地域への洪水の影響を懸念し、「移転をしない選択肢があったとしても、立ち退きたい。」とする住民がいる。こうしたケースについては、上述のように、サンロケ多目的ダム事業という包括的な事業計画の形成段階での適切な住民協議が行なわれるべきだったと言える。

・不十分かつ不適切な情報提供と形式上の合意

事業者である NIA は、これまでに ARIIP の事業内容に関する説明資料（2002 年 10 月以降の住民協議の場で配布しているものなど）あるいは、住民移転に関する資料（2005 年 1 月作成の『移転行動計画（RAP）』）を作成している。しかし、こうした資料は、移転住民（ムーギン集落）に配布されておらず、協議の中でも、もっぱら口頭での説明のみとなっている。この結果、移転住民の事業、あるいは、移転・補償に関する認識は非常に曖昧なものとなっている¹¹。

移転・補償に関する手続の中で署名が必要とされる合意文書等についても、同様の点が懸念される。すでに進行中の家屋・構造物への補償手続きでは、対象者 118 世帯がすでに何種類かの書面に署名をしている。しかし、一部の書面は英語で書かれていたこと、また、署名した書面のコピーが住民に渡されていないこともあり、どのような種類・内容の文書に署名をしたのか、あるいは、合意をしたのか、曖昧な住民が多く見られる。

以上のような情報（事業内容、移転行動計画、署名文書など）は、住民が理解できる言語と様式のものを準備し、住民に関連文書を配布した上で、内容の説明を十分に行なう必要がある。また、住民が書面の内容を検討し、判断する十分な時間も用意される必要がある。

JBIC は移転世帯の合意について、「住民が署名した文書を一つずつ確認したことをもって、移転住民の合意を確認した」とする場合がある。しかし、住民が署名・合意した内容をしっかりと把握していない場合に、それを「移転住民の合意」と実質的に判断できるのか、形式に捉われない判断・配慮も必要。

・補償受け取りの手続きにかかる経費の負担

土地に対する補償を受け取るには、土地権利書と税申告書の提出が必要とされるが、権利書を持っていない土地所有者は、これから権利書取得の手続きを踏まなくてはならず、多大な出費（各関連機関での文書の発行や交通費等）を強いられることになる¹²。また、サンロケダム本体事業において、事業の着工後 7 年経つ現在でも、書類の不備による土地補償の未支払いのケースが多く見られることから、ARIIP においても同様のケースの発生が懸念される。

その他、家屋・構造物等の補償を受け取る際に必要となる法的文書（宣誓供述書）の作成に、弁護士への手続き料として、1 件につき 50 ペソの負担がこれまでにかかっている¹³。

➤ 補償内容の問題

・フィリピン電力公社（NPC）の補償内容との格差

サンロケダム本体事業における NPC の補償内容についても、いまだに十分でないという指摘がなされているが、現在、NIA が進めようとしている補償内容は、それを下回るという不満があげられている¹⁴。

今回の NIA の補償内容は、以下のような形になっている。

- 土地所有者（14 人）に対する補償金の支払い¹⁵
 - 農業用地（灌漑あり）= 50 ペソ / m²
 - （灌漑なし）= 35 ペソ / m² など土地の用途による
- 家屋・構造物（189 件）（118 世帯）に対する補償金の支払い¹⁶
- 果樹等に対する補償金の支払い¹⁷

¹¹ NIA は「一度だけ、1 ページの紙を渡した。」と回答（2005 年 4 月 20 日）していたが、「（そうした紙を）持っている」という住民は聞き取りの中では見られなかった。また、「サンロケダムの灌漑のために移転が必要」という認識はあっても、正確な事業名や事業の概要（ムーギン集落に分水用ダムを建設する等）を知っている住民は少なかった。

¹² NIA はそうした出費を家屋等の他の補償費から工面するようと言っている。

¹³ NIA は「自分たちで弁護士に作成を頼んだ場合は、通常 200 ペソ位かかる。」と住民に説明。

¹⁴ ムーギン集落の住民の親戚等には、サンロケダムの影響を受け、NPC の補償内容で補償を受けている人も多くおり、NIA の補償内容について、ムーギン集落の住民から不満が出るのは当然と言える。また、多くの住民は NIA が「NPC と同様の補償をする。」と説明したと言っている。

¹⁵ 各土地所有者が必要書類を NIA に提出している段階。土地権利書等がない場合には、その取得手続きを進めている。

¹⁶ 家屋・構造物の査定は終了し、2005 年 4 月 28 日に NIA が補償査定金額を対象者に提示したが、どの世帯も提示金額に合意していない。

これに対して、サンロケダム本体工事に伴う NPC の補償内容は、上記の NIA の補償内容に加え、以下の措置がとられた。

- 再定住地の選択肢¹⁸
- 移転迷惑料の支払い
- 小作人への金銭補助の支払い
- 移転時の補助
- 生活支援計画の提供

NIA は、「予算がない」、あるいは、「日本政府からの融資が決まっていない¹⁹」ことを理由に、現在、提示している以上の補償措置を拒否しているが、十分かつ適切な補償措置を行なうための資金が確保されるべきである。

・移転場所の選択

移転対象者が署名をした覚書 (MoA) によれば、各補償金の支払いの完了後、45 日以内に立ち退きをしなくてはならないことになっている。

移転先については、すでに目星を付けている住民、そうでない住民がいるが、後者の住民の場合、再定住地の用意を望む人が多い。「家は自分で建てるので、場所だけ用意してほしい。」という住民もいる。逆に、「サンロケダム時の再定住地 (カマンガアン再定住地など) を見ていると、水代も払わないといけなし、果樹等を植える場所もないので、再定住地は欲しくない。」という住民もいる。DENR (環境省) が現在、『地域森林計画地』として立入禁止区域に指定しているムーギン集落内の小高い丘 (山) への移転が許可されるのであれば、そこへの移転を希望する住民もいる。

移転先の問題に関する十分かつ緊急な措置が必要であるとともに、以上の住民のニーズに応られるよう、十分な資金が確保される必要がある。

< 補足説明 >

移転プロセスの背景

* 現在、移転プロセスが進められている場所は

パンガシナン州サン・ニコラス町サン・フェリペ・ウェスト村ムーギン集落はサンロケダムの発電所のすぐ下流側に位置する。住所はサン・ニコラス町だが、サン・ニコラス町の中心地よりも、サン・マニュエル町の中心からサンロケダムの敷地内を通るほうが近いため、サン・マニュエル町の学校に通っている子供たちもいる。

* ムーギン集落で、なぜ移転が必要か

現在のサン・マニュエル町側のアグノ川灌漑システムの分水ダム (OG ダムと呼ばれている) から 1.6km 下流の地点に新しい分水用ダムを建設するため、雨季の台風 (洪水) 時のみ、海拔 104m 以下の地域が水没すると NIA は説明している。 (ムーギンの中でも、海拔 104m 以上の地域は移転対象になっていない。例えば、サン・フェリペ・ウェスト村長の家は移転対象ではない。)

もともと、同地域は NPC がサンロケ多目的ダム事業の際に土地収用対象としていた地域で、海拔 104m 以下の場所の中には、すでに NPC が土地収用の支払いを終えているところ、また、家の補償を支払い済みの世帯がある。今回は、そうした NPC の支払い済みのケースを除いた 118 世帯、189 件を立ち退きの対象とし、NIA がプロセスを進めている。

NIA 曰く、「本来であれば、サンロケダム本体の工事の中で NPC が終わっているべき作業を自分たちが押し付けられた形。だから、JBIC の査定調査 (2003 年 10 月時) には、この立ち退きは予期されていなかった (査定の対象でなかった)。この立ち退きは、灌漑事業 (ARIIP) によって起こるものではない。」ということだ。この言い分は、ARIIP がまさしく、サンロケダムを前提として計画されているこ

¹⁷ 果樹等は現在、新たに植えることを禁止 (2004 年 10 月 27 日以降) されており、査定が随時進行中。

¹⁸ 再定住地の選択肢がない人もいた。再定住地を選択した場合、家屋に対する補償金の支払いはない。

¹⁹ 実際には、補償部分の資金については、フィリピン政府の自己予算で賄う規定となっている。

とを示しており、ARIIP がサンロケと無関係とする NIA の言い分と矛盾する。

この点、日本政府としては、ARIIP への融資を検討する際、サンロケダム本体工事時からの累積的かつ包括的な社会環境影響を評価するべきだと言える。

* 立ち退きをめぐるフィリピンと日本政府のやり取り²⁰

ムーギンの立ち退きの問題をめぐっては、2つのオプションが考えられた。

< オプション1 > = 総工費 91 億 6,000 万ペソ = 日本政府の推奨

ムーギンでの移転を回避できるようにアグノ川沿いに堤防を作り、118 世帯が洪水時にも水没しないようにする。

< オプション2 > = 総工費 80 億 800 万ペソ = フィリピン政府の推奨

(うちムーギン集落の移転実施予算は 1 億 1,000 万ペソ)

「堤防を作らずに立ち退きをさせるほうが、安くつく²¹」という財政難に苦しむフィリピン政府の推す案。

NIA 曰く、「住民に2つのオプションを提示したところ、皆立ち退きたいとの返答だった」そうだ。

しかし、聞き取りでは、2つ目のオプション(堤防を作り、移転をしないオプション)は住民に説明されていないようだった。(そうした計画を聞いたことのある人はいなかった。)

仮に事業者に移転しなくてもよいオプション(堤防を作る)を提示された場合でも、「移転を望まない」住民もいれば、「移転」を選択する住民も出てくるだろう²²が、移転のプロセスとして、オプションがちゃんと提示されることが必要と言える。

また、「なぜオプションを提示されても移転を望む人がいるのか。」という点について十分に留意するべきである。サンロケダムができてしまったために移転を望む人もいるという事実から、サンロケダム建設時からの社会環境影響を累積的かつ包括的に評価する必要がある。

住民から聞く移転・補償プロセス

* 住民協議

NIA 主催の住民協議は、いつもムーギン集落にあるサン・フェリペ・ウェスト村長の家で行なわれる。NIA から村長に連絡があり、あとは、口伝で住民に知らせが届くことが多い。例えば、「来週の木曜の9時ごろ NIA が来るらしい。」という情報が住民の間に広まっていき、その日時になると、村長の家に住民が三々五々、徐々に現れるといった感じである。

2004年3月から始まったムーギン集落での住民協議だが、その初めての住民協議に参加した住民は58人。2回目の住民協議(10月)には117人。各世帯のうち1名は、協議に参加している計算になる。

住民に聞いたところでは、「11月ごろに最初の協議があった」という答えが多く、また、「今年(2005年)に入り、3月ごろからは木曜に定期的に NIA が来ており、「これまでに大体4~6回の協議に出た」という人が多くいた。正確な日時は、皆あまり定かではない。

2005年4月7日(木)には、NIA から「次回(4月14日) 家屋の補償金額を提示する」という説明があったが、4月14日は延期。この日は自分(FoE Japan 波多江)も住民と一緒に村長の家で待っていた(この日は30人位の住民が来ていた)が、NIA の役人が一人来て、「まだ家屋の補償金額の計算が終わっていないので、来週(4月21日)に延期。ただ、一度に補償金額を提示するのは無理なので、家屋につけている番号札1~50までの人を最初に呼ぶ形にしたい。正確な日時は村長に伝える。」とのことだった。しかし、その4月21日も延期(まだ補償金額の計算が終わっていないため。)4月28日(木)に再度、住民協議が行なわれた。

4月28日(木)の協議では、午前に家屋・構造物の対象者1~40番の住民、午後40~80番の住民が呼ばれ、各々の補償査定額を提示され、署名を求められた。しかし、誰も補償額に満足せず、署名をした住民はいなかった。それ以降、住民協議は行なわれていない状況が続いている。(2005年5

²⁰ (参考)2004年5月25日付 Manila Bulletin 紙「Big JBIC-funded irrigation project stalled by relocation issues」

²¹ 移転者に対する正当な補償を行なおうとすれば、決してこのオプションが安いとは言えない。

²² 聞き取りでは、「ずっと暮らしてきた住み慣れたムーギンにいたい。サンロケダムができて生活が苦しくなったけれども、ここを立ち退いたら、新しい生活手段が何になるのかわからない。さらに厳しい生活が待っているのではないか。」と話す住民もいれば、「堤防は当てにならない。サンロケダムによる洪水の影響が不安。」という住民もいた。

月 24 日時点)

* 署名合意文書

これまでの数回にわたる住民協議の中で、すでに大半の人が何種類かのペーパーに署名をしている。一部の住民によれば、NIA が、「これらの文書は補償を受け取るための補助的なものだから、署名しても問題ない (Useless)。金額を提示されたときに不満であれば、署名をしなければよい。」と説明したということだ。

NIA の移転行動計画 (RAP) (英文) や聞き取りから、住民がこれまでに署名したのは、主に以下の文書。

- 覚書 (MoA) (英文)

内容は移転に関する一般的な条件、「補償を受け取ったら 30~45 日以内で出て行くように」などの点が明記されている。118 世帯全員が 2005 年 1 月 20 日前後に署名している。(日付は世帯による)

- Permit to Enter (タガログ語)

その土地にある植物などに対して NIA が補償を支払うことを条件に、NIA が同事業のために調査、採掘などを行うことを許可する、といった内容。これは最近 (2005 年 3~4 月) 署名が集められている文書。(署名していない世帯もまだある)

- Affidavits (宣誓供述書 = 法的文書) (英文)

自分が法的成人であり、法的にここに登録された住民であることを証明するような文書。こうした文書は、本来であれば、弁護士の立会いのもとで作られるべきだが、住民協議の場には弁護士は同席せず。その代わりに、NIA は、「弁護士の署名を後でもらうから、その手続き料として、1 世帯 50 ペソ払うように。自分たちで弁護士に署名をしてもらった場合は、通常 200 ペソ位かかる。」と説明したそうで、住民は署名をして「50 ペソを払った」そう。

- その他

MoA とほぼ同じ内容の文書をタガログ語にしたものに、家屋の補償金額を埋める形の契約文書が、NIA によって準備されている。その他、地主に対する土地補償用の文書も準備されている。

しかし、署名文書のコピーを持っている (渡されている) 人はおらず、どんな種類 (内容) のペーパーに署名をしたのか、いつ署名をしたのかなどについて、しっかりとは覚えていない住民が多い。

また、「英語で書かれた文書は、若い人なら理解できるかもしれないが、老人にはわからない。」「タガログ語で書かれていたが、読まなかった。」「NIA がすぐに持って行ってしまったので、中身を読む時間がなかった。」「目が悪いので、読んでいない。」という話が住民への聞き取りの中で聞かれた。